

# これからの電波行政のあり方に関する提言

総務部会  
通信・放送政策小委員会  
平成24年 8月 7日

総務部会及び通信・放送政策小委員会では、「これからの電波行政のあり方」について、本年4月から8回にわたり合同会議を開催して有識者や産業界からヒヤリングを行い、電波利用の現状、課題、展望について真摯な議論を重ねてきた。その結果を踏まえ、これからの電波行政のあり方に関して、下記の通りとりまとめた。

## 1. 電波を安心して利用できる環境の整備

携帯電話をはじめとした電波の利用は、今や国民生活、産業活動に欠かせないものであり、誰もが安心して電波を利用できるよう人体への安全性を確保していくことが不可欠である。科学的な根拠に基づく電波の人体への影響を解明するための活動及び安全性を確保するための対策を、国際的な連携協力の下で積極的に推進し、広く国民への周知広報を進めて行く必要がある。

## 2. 透明かつ迅速な周波数の割当の推進

スマートフォン等の普及に伴い、携帯電話のデータ通信量は、年間二倍を超えて増加しており、周波数の逼迫は緊急に解決すべき課題となっている。携帯事業者は、トラフィック・オフロード対策や高度な通信方式の早期導入を進めているが、これだけでは十分な対応は困難である。

このため、国等の公的部門の無線局の再編を一層推進し、新たに割当てが可能となる周波数を国際的な調和にも配慮して、携帯電話等に迅速に割り当てることが必要である。

またこれに加え、国民の安全・安心の確保のための防災、消防等の無線システムやビッグデータ、M2M等の電波新産業の創出に必要な周波数を迅速に確保し、割り当てていくことが必要である。

なお、電波は有限希少な国民共有の資源であり、公平且つ能率的な利用の確保により、国民の安全・安心の確保、国民生活の利便性の向上、社会的な課題への対応、国際競争力の強化及び国際協調に資するよう、電波利用環境を維持することが必要である。

こうした観点から、周波数オークションの導入には反対である。

### 3. 産業界の総力を結集した電波新産業の創出

わが国経済の一割を占める情報通信分野の対策を進めることは、深刻なデフレの克服のためにも重要な課題である。特に、今後の発展が見込まれるビッグデータ、M2M、テレビのスマート化、ワイヤレス給電等の電波を活用した新産業を諸外国に先駆けて立ち上げ、さらに国際展開を図るためには、通信・放送事業者、メーカー、大学、政府等が連携・協力し、一体となって周波数の国際調整、研究開発、国際標準化、海外実証実験支援等を強力に推進していく必要がある。

また、地上デジタル放送への移行終了後のテレビ価格の急落や、円高等によりメーカー各社は極めて厳しい経営環境にあることから、電波利用料の活用の検討を行っていく必要がある。

### 4. 情報セキュリティ対策の充実・強化

急激に普及しているスマートフォンは、わが国のインフラとして必要不可欠なものであり、その健全な発展のため、情報セキュリティ対策を抜本的に充実・強化していくことが必要である。電波利用料により、これらへの支援を実施していくべきである。

### 5. 災害対策の強化

災害時の住民への情報伝達や自治体・防災機関における通信確保のため、無線システムは不可欠なインフラであり、ラジオの利活用等や防災、安全・安心システムの整備・運用を強力に推進していく必要があり、電波利用料を活用した支援等を実施していくべきである。

### 6. 電波利用料制度全体の見直し

地上デジタル放送移行が終了したことを踏まえ、電波利用料制度全体の見直しを行う必要がある。特に、電波逼迫対策のための研究開発の加速、防災システムのデジタル移行に対する支援を含む用途拡大について速やかに具体化を図る。

その上で、次期の電波利用料の料額見直し(平成26～28年度)の際に、経済的効用を勘案した料額とすることにより、徴収額(負担額)の見直しを実施することが必要である。

なお電波利用料は、無線局免許人の受益と負担の関係を前提とした電波利用共益費用であり、「一般財源化」は、その性格に反することから、これを実施するべきではない。